令和８年度第１回

大船渡市国民健康保険運営協議会会議録

令和８年８月 26 日（水）午後１時 30 分

大船渡市国民健康保険運営協議会

令和８年度第１回　大船渡市国民健康保険運営協議会　会議録

令和８年８月 26 日（水）午後１時 30 分開議

会議日程

１　開　　会

２　あいさつ

３　会議録署名委員の指名

４　報　　告

⑴　報告第１号　大船渡市税条例の一部を改正する条例について

⑵　報告第２号　令和７年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）決算について

⑶　報告第３号　令和７年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）決算について

５　そ　の　他

６　閉　　会

本日の会議に付した事件

～会議日程に同じ～

出席委員（９名）

公益代表委員

刈　谷　　忠　君	山　本　勝　夫　君
小　松　由　美　君	

保険医・保険薬剤師代表委員

熊　谷　英　人　君	金　野　良　則　君

被保険者代表委員

及　川　久美子　君	及　川　艶　子　君
佐々木　博　子　君	刈　谷　由　里　君

欠席委員（３名）

公益代表委員

佐　藤　美智子　君

保険医・保険薬剤師代表委員

星　田　　徹　君	滝　田　　有　君

事務局出席者

市民生活部長	佐　藤　二　美　君
市民生活部国保医療課長	橋　本　邦　彦　君
総務部税務課長	山　下　浩　幸　君
保健福祉部健康推進課長	藤　田　一　枝　君
市民生活部国保医療課長補佐	新　田　　進　君
市民生活部国保医療課係長	志　田　和　則　君

午後１時30分開会

○市民生活部長（佐藤二美君）　本日は、ご多用のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、会議の進行を務めます、市民生活部長の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから「令和８年度第１回大船渡市国民健康保険運営協議会」を開会いたします。

始めに、本国保運営協議会の刈谷会長からご挨拶をお願いいたします。

○公益代表委員・会長（刈谷忠君）　委員の皆様にはご多忙のところ、ご出席いただきありがとうございます。

本日は、今年度第１回目ということで協議事項はありませんが、国保税の課税限度額に伴う条例改正、そして、令和７年度の国保の事業勘定と診療施設勘定の決算についての報告となっております。

皆様には忌憚のないご質問、ご意見等いただければと思いますので、どうぞ今日はよろしくお願いいたします。

○市民生活部長（佐藤二美君）　ありがとうございました。本日は、９人の委員にご出席いただいております。

また、欠席者された委員は、佐藤美智子委員、星田徹委員、滝田有委員の３名でございます。これにより、大船渡市国民健康保険条例施行規則第４条に定める定足数に達しておりますので、本会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

続いて、この会議の議長につきましては、条例施行規則第２条により、会長が議長を務めることとなります。

刈谷会長、よろしくお願いいたします。

○議長（刈谷忠君）　それでは、議事を進めさせていただきます。

始めに、次第３の会議録署名委員の指名でございますけども、公益代表の山本勝夫委員と、被保険者代表の及川艶子委員のお二人を指名しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、次第４の議事に入らせていただきます。

報告第１号「大船渡市税条例の一部を改正する条例について」、事務局からの説明をお願いします。

○国保医療課長（橋本邦彦君）　国保医療課長の橋本でございます。人事異動によりこの４月から担当しております。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、着座にて説明させていただきます。

それでは、報告第１号「大船渡市税条例の一部を改正する条例について」、ご説明申し上げます。資料１をご覧ください。

本条例は、国民健康保険税の課税限度額などを改正するものでございます。

本来であれば、本運営協議会の諮問に付してご審議いただくものでございますが、地方税法等の一部改正が、令和８年３月 31 日に公布され、４月１日からの施行とされたことに伴い、当市におきましても３月 31 日付けで専決処分したことから、本運営協議会を招集する時間的余裕がなかったものであります。

では、説明に入ります。

はじめに、改正条項の第 140 条、保険税の課税額ですが、こちらは国保税の課税限度額の引き上げについて定めたものでございます。

課税限度額とは、納税義務者となる世帯主に課税される年間の上限額であります。

国保税は、医療分である「基礎課税分」、主に 75 歳以上の方が加入している後期高齢者医療制度を支えるための「後期高齢者支援金分」、40 歳から 64 歳までの方が対象となる「介護納付金分」、そして子育て世帯への支援を行うために本年度新たに創設された「子ども・子育て支援金分」の４つの区分がありますが、このうち、基礎課税分の課税限度額を、現行の 66 万円から１万円引き上げ 67 万円とするものです。

なお、そのほかの区分につきましては、改正はございません。

次に、改正条項の第 161 条、保険税の減額ですが、こちらは国保税の減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しについて定めたものでございます。

軽減措置とは、所得に応じて、国保税の均等割及び平等割を、７割・５割・２割の一定割合により軽減する制度でございます。

この軽減判定所得における被保険者数に乗ずべき金額を、５割軽減の場合においては現行 30 万５千円を 31 万円に、２割軽減の場合においては現行 56 万円を 57 万円に引き上げ、低所得者に対する減額措置の対象を拡大するものでございます。なお、７割軽減につきましては、改正はございません。

また、施行期日につきましては、いずれも令和８年４月１日からとなります。なお、資料２ページから３ページは、国保税分を抜粋した条例について、改正前と改正後の対照表になりますので、参考としてください。

以上で改正内容の説明を終わります。

○議長（刈谷忠君）　ありがとうございました。それでは、ただいまの説明に対しまして、質疑を求めます。何かございませんでしょうか。

それでは、確認ですが条例はそのとおりのようですが、その前に国のほうで改正があり、それに合わせて条例を改正したということでしょうか。

○国保医療課長（橋本邦彦君）　はい。そのとおりです。

○議長（刈谷忠君）　それでは、報告第１号につきましては終了させていただきます。

次に、決算が２件ございます。

報告第１号「令和７年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）決算について」と、報告第２号「令和７年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）決算について」の２つを一括して、事務局からの説明をお願いします。

○国保医療課長（橋本邦彦君）　国保医療課長の橋本でございます。引き続き、説明させていただきます。

決算のお伝えの前に、国民健康保険の会計の構造について、簡単にご説明いたします。

市の予算・決算は、一般会計と特別会計に分かれておりますが、国民健康保険法では、「国民健康保険に関する収入及び支出については、政令の定めにより、それぞれ特別会計を設けなければならない。」とされており、さらに、「国民健康保険に関する特別会計を事業勘定及び直営診療施設勘定に区分しなければならない。」とされております。

当市には、国民健康保険の直営診療施設として、医科の診療所が綾里、越喜来、吉浜の３か所に、また、歯科の診療所が綾里にあり、この４つの診療所に関する分は、診療施設勘定として財政運営を行っております。

また、診療施設勘定以外の分は、事業勘定として国保財政の運営を行っており、国や県、市町村の公費や、被保険者の皆様から納付いただく国民健康保険税などを財源として、医療費に係る保険給付や県への納付金等を支出する仕組みとなっております。

会計の構造に関する説明は、以上でございます。

それでは、「令和７年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）決算について」及び「令和７年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）決算について」、一括してご説明いたします。

これら決算については、９月の市議会での審査に先立ち、その概要を委員の皆様にお知らせするものでございます。

なお、予算科目の用語につきましては、補足資料にまとめておりますので、併せてご参照願います。

はじめに、資料２「令和７年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）決算について」、１ページをお開き願います。

事業勘定決算の収入となる「歳入」の状況でございます。

太線の枠内「収入済額」が決算額となりますが、歳入合計は 37 億 4,725 万 4,985 円となっております。

続いて、２ページをご覧ください。同様に支出となる「歳出」の状況でございます。

太線の枠内「支出済額」が決算額となりますが、歳出合計は 37 億 1,049 万 5,569 円となっております。

主だった部分について、次ページ以降で説明いたします。

３ページをお開き願います。①「歳入決算総括表」でございます。

１款　国民健康保険税、令和７年度の決算額は６億 3,140 万 3,856 円、対前年度比による増減額は 4,104 万 8,959 円、率にして 6.1％の減となっております。

人口減少に加え、団塊の世代の方々が 75 歳に到達し、後期高齢者医療制度へ移行するなど被保険者数が減少したことなどにより減収となったものです。

次に、４款　県支出金、決算額 26 億 5,087 万 6,512 円、増減額 2,102 万 1,264 円の増と

なってございます。

歳入の約７割を占めておりますが、主な内訳は、市が行った保険給付に対して交付される普通交付金や、各種事業に対する特別交付金などでございます。

続いて、６款　繰入金　決算額４億 38 万 5,150 円、増減額 99 万 3,729 円の減となってございます。

一般会計からの繰入金が主なものでありますが、人件費に係る職員給与費等繰入金のほか、保険基盤安定繰入金などがございます。

保険基盤安定繰入金は、繰入金全体の約６割を占めておりますが、低所得者に係る国保税の軽減相当分を公費補填するもので、国、県、市がそれぞれ負担しております。

続いて、７款　繰越金、決算額 4,241 万 8,535 円、増減額 58 万 1,599 円の減となってございます。

前年度決算からの繰越金でございます。

続いて、８款　諸収入、決算額 1,960 万 4,002 円、増減額 3,512 万 2,137 円の減となってございます。

主な内訳は、過年度分の診療報酬等の精算に係る返納金や、健康保険の給付対象にならない交通事故など第三者からの納付金、国保資格喪失後に受診した場合の不当利得の返納金などでございます。

以上、令和７年度の歳入合計は 37 億 4,725 万 4,985 円、増減額は 5,474 万 3,863 円、率にして 1.4％の減となったところでございます。

続きまして、「歳出」について、②「歳出決算総括表」をご覧ください。

２款　保険給付費、令和７年度の決算額は 25 億 9,229 万 365 円、対前年度比による増減額は 819 万 6,994 円の減となってございます。

主な内訳は、被保険者が保険医療機関等で受診した際に要する費用のうち、保険者負担分に係る療養給付費や高額療養費などでございます。

３款　国民健康保険事業費納付金、決算額９億 544 万 1,518 円、増減額 624 万 4,698 円の増となっております。

平成 30 年度の制度改革により、国保運営は県と市町村の共同運営となり、県が財政運営を担うことから、市町村は被保険者数や所得水準、医療費水準に応じて算定された金額を納付金として県に納め、県はこの納付金に国などの公費を加え、保険給付などに必要な費用を、交付金という形で市町村に分配する仕組みになりました。

令和７年度も同様の算定方法で、岩手県に納めているところです。

５款　基金積立金、決算額 5,540 万 530 円、増減額 4,786 万 3,653 円の減となっております。

保険給付費の大幅な増加や、その他支払財源など不測の事態に備え、余力のある年度は、基金の確保に努め、積立することとされており、令和７年度の歳入歳出状況を鑑み、積立を行ったところでございます。

なお、令和７年度末における基金積立額の総額は、３億 3,092 万 6,442 円となっております。

６款　諸支出金、決算額 3,150 万 4,395 円、増減額 1,490 万 9,604 円の減となっております。

主な内訳は、前年度の普通交付金精算に伴う岩手県への返還金や事業勘定で受け入れた診療所運営補助分の繰出金でございます。

以上、歳出合計額は、37 億 1,049 万 5,569 円、増減額は 4,908 万 4,744 円、増減率は 1.3％の減となったところでございます。

なお、本ページ下段に示してございますとおり、歳入歳出差引額は 3,675 万 9,416 円となっております。

それでは、歳出の主だった項目について、説明いたします。

５ページをお開き願います。④「歳出事項別説明書」でございます。

はじめに、（１款）総務費（１項）総務管理費（２目）連合会負担金でございます。

保険給付事業を担う岩手県国民健康保険団体連合会への維持・運営に係る経費に充てる負担金で、保険者の規模に応じ、当市も事業費の一部として 572 万 7,100 円を負担しております。

次に、下段の表になります。（２款）保険給付費（１項）療養諸費（１目）療養給付費でございます。

被保険者が保険医療機関等で受診した際の医療費のうち、保険者が負担した療養給付費でございます。いわゆる７割、８割など自己負担以外の分です。

令和７年度は、給付件数 延べ 12 万 3,694 件、給付額 21 億 9,464 万 4,200 円となっております。

なお、関係指標の下から２行目、「年間平均被保険者数」の推移をご覧いただきますと、令和３年度の 8,130 人に対して、令和７年度は 6,621 人と、４年間で 1,509 人の減少となっており、今後も被保険者数の減少が見込まれています。

６ページをご覧ください。下段の表になります。（２項）（１目）高額療養費でございます。

保険医療機関等で受診した際に、高額となった医療費の過重な負担軽減を図るため、世帯の収入に応じた一定額を超えた場合、高額療養費として支給しているものでございます。

令和７年度は、支給件数 延べ 7,117 件、給付額３億 7,202 万 5,590 円を支給してございます。

７ページをお開き願います。はじめに、（４項）出産育児諸費（１目）出産育児一時金でございます。

被保険者の出産に係る費用として、８件、合計 400 万円を支給しております。

令和５年度から、１件当たりの支給額を 50 万円の限度額に引き上げ、安心して出産できるよう被保険者の経済的負担を軽減しております。

次に、下段の表になります。（３款）（１項）（１目）国民健康保険事業費納付金でござい

ます。
財政運営の責任主体となる岩手県に対して、国保運営のための必要経費として納付金を納付するもので、決算額は９億 544 万 1,518 円となっております。
８ページをご覧ください。（４款）（２項）保健事業費（１目）保健衛生普及費でございます。
医療費等に関心を深めるため、医療費総額等について被保険者へ定期的に通知した際の手数料や、医療費の適正化のため、診療報酬明細書（レセプト）の点検を業者委託した際の委託料など 120 万 2,305 円を支出しております。
事業勘定決算の説明につきましては、以上でございます。
続きまして、資料３「令和７年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）決算について」ご説明いたします。
１ページをお開き願います。診療施設勘定決算の歳入・歳出状況でございます。
上段の「歳入」について、太線の枠内「収入済額」が決算額となりますが、歳入合計は２億 2,254 万 3,301 円となっております。
下段の「歳出」について、太線の枠内「支出済額」が決算額となりますが、歳出合計は２億 1,977 万 7,702 円となっております。
主だった部分につきまして、次ページ以降で説明いたします。
２ページをご覧願います。
はじめに、「歳入」について説明いたします。①「歳入決算総括表」でございます。
１款　診療収入、令和７年度の決算額は１億 3,255 万 4,801 円、対前年度比による増減額は 379 万 4,341 円、率にして 2.9％の増となっております。
国民健康保険や社会保険からの診療収入となります。
綾里以外の診療所で患者数が伸びたことから、診療報酬も増加したものであります。
３款　繰入金、決算額 7,664 万 3,796 円、増減額 1,059 万 6,237 円の減となっております。
診療収入の増加など伴い、一般会計からの補塡分が減少したところでございます。
以上、歳入合計は、２億 2,254 万 3,301 円で、増減額は 78 万 6,717 円、率にして 0.4％の増となったところでございます。
次に、「歳出」でございます。②「歳出決算総括表」をご覧願います。
歳出合計額は、２億 1,977 万 7,702 円で、対前年度比による増減額は 209 万 8,011 円、率にして 1.0％の増となったところでございます。
なお、本ページ下段に示してございますとおり、歳入歳出差引額は、276 万 5,599 円となっております。
５ページをお開き願います。④「歳出事項別説明書」でございます。
令和７年度も、綾里、越喜来、吉浜、歯科の４診療所において、地域の医療ニーズに応えるべく計画的な医療機器の整備や維持管理に努めながら、地域に密着した医療の提供を行

ったところであり、診療所ごとにまとめて報告させていただきます。

はじめに、綾里診療所でございます。

事業費は1,721万5,644円、概要・実績につきましては、（１款）総務費1,283万6,566円、（２款）医業費79万3,977円、（３款）公債費358万5,101円、各事業の内容は御覧のとおりとなっております。

綾里診療所につきましては、定年退職となった医師を会計年度任用職員として配置しておりますが、吉浜診療所との兼務により、限られた曜日・時間帯での診療となっているものでございます。

具体的には、週２日、火曜日と木曜日の午前中に内科診療を行っており、令和７年度の患者数は延べ791人で、前年度より２人減少しております。

次に、下段の、越喜来診療所でございます。

事業費は１億2,240万80円、概要・実績につきましては、（１款）総務費8,200万3,923円、（２款）医業費2,597万2,734円、（３款）、公債費1,442万3,423円でございます。

越喜来診療所につきましては、平日の週５日、小児科と内科の診療を行っており、令和７年度の患者数は延べ１万979人で、前年度より905人増加しております。

６ページをご覧願います。吉浜診療所でございます。

事業費は1,577万5,196円、概要・実績につきましては、（１款）総務費1,315万6,583円、（２款）医業費261万8,613円、（３款）公債費０円でございます。

吉浜診療所につきましては、綾里診療所と同じ医師が兼務しておりますので、曜日が重ならないよう、水曜日と金曜日の午前中に内科診療を行っており、令和７年度の患者数は延べ939人で、前年度より17人増加しております。

なお、医療用機器整備事業の財源として令和２年度に借り入れした起債220万円が前年度に完済されたことから、令和７年度の公債費は０円となっています。

次に、下段の、歯科診療所でございます。

事業費は6,438万6,782円、概要・実績につきましては、（１款）総務費4,904万1,720円、（２款）医業費1,227万6,790円、（３款）公債費306万8,272円でございます。

歯科診療所につきましては、平日の週５日診療ですが、月曜日と金曜日は、診療時間を午前９時から午後５時までとし、火、水、木曜日は、仕事帰りの方でも受診できるよう、午前10時から午後６時30分までの診療体制としております。

令和７年度の患者数は延べ5,219人で、前年度より255人増加しております。

これは近年、市内開業歯科医の閉院が増加にしていることから、一定数の患者が流入してことによるものと考えられます。

なお、資料４は、「令和７年度診療施設経営状況」について、診療所ごとに前年度と比較した一覧表となってございますが、説明は省略させていただきますので、後ほどお目通しいただきますようお願いいたします。

診療施設勘定決算の説明につきましては、以上でございます。

○議長（刈谷忠君）　ありがとうございました。それでは、報告があった決算２件について、皆様から何かございますか。

○保険医・保険薬剤師代表委員（金野良則君）　薬剤師会の金野です。ご説明いただいても、事前にお配りしていたとはいえ、分かりにくい部分もあるので、確認を含めて２、３点ほどお伺いします。

まずは、事業勘定の３ページの歳入決算総括表の８款の諸収入の部分で、昨年度と比較して、増減の理由を教えてください。

○国保医療課係長（志田和則君）　昨年度は、国保の資格喪失後に病院を受診した方が多かったことなどが大きな要因で、これらの積み重ねで、金額に差が生じたためです。

○保険医・保険薬剤師代表委員（金野良則君）　マイナ保険証に切り替わったことも原因の一つでしょうか。

○国保医療課係長（志田和則君）　詳細な分析はしていませんが、社会保険に加入した方が、国保を脱退する時の手続きをする必要がありますが、社会保険に入ってしまうと、自動で切り替わるという思い込みがあったとか、そういうことだと思います。

○保険医・保険薬剤師代表委員（金野良則君）　分かりました。毎年、一定の件数があるということですね。

○国保医療課係長（志田和則君）　そのとおりです。

○保険医・保険薬剤師代表委員（金野良則君）　国民健康保険の加入者は、年齢が上がっていけば後期高齢者に流れていくということで、変化するのは仕方ないと思っています。その分、支出も減ればいいと思っていますが、５ページの、第２款の保険給付費「療養の給付等件数」の 123,694 件は、年々減ってきている状況で、被保険者数も当然減ってきていることもありますが、「１人当たり給付額」は増加傾向となっています。最近の物価上昇などを踏まえますと、薬や診療報酬など、いろんなものが高くなっています。医療側の立場での補足ですが、こういったことがこれからの国保運営に影響してくるのではと感じたところです。

また、これも意見ですが、８ページのジェネリック医薬品の利用率ですが、既に 93.2%と国が指標としている 90%以上を達成しています。今もこの事務を続ける必要があるのかという疑問があり、その事務や予算をもっと別なところに振り分けた方がいいかと考えます。

というのもここ数年、ジェネリックが元の薬より高くなってきています。仮に先発品のＡという薬があって、数年経ってジェネリックができて、最初は６割ぐらいの金額だったのが、今は差が詰まっていて、元々あった先発品の価格と同じような薬が増えてきています。

費用だけで言えばジェネリックにしてもしなくても金額は変わらない、あるいは逆転するような薬品が増えてきたので、ジェネリックにしましょうと変えたところで安くなるとは限らない。高くなる場合もあるということを現場で説明するのが大変な状況になっておりますが、国をはじめジェネリックを推し進めているので、その通知などに関する費用をレセプト点検や他の事業に活用したほうがいいと感じたところです。

○議長（刈谷忠君）　これについて事務局から何かありますか。

○国保医療課長（橋本邦彦君）　ご提言ありがとうございます。

このジェネリックの部分につきましては、財政的には保険者努力支援金という国からの財政支援があるために実施しておりますが、費用対効果も考えながら必要な事業を進めてまいりたいと思います。ご提言ありがとうございました。

○議長（刈谷忠君）　ありがとうございます。その他ございませんか。

それでは私から、事業勘定と診療施設勘定に共通していますが、歳入歳出の差引額では残額が出ていますが、減少傾向となっています。

また、一般会計からの繰入金ですが、事業勘定は10.7%、診療施設勘定は34.4%と、全体の収入に占める割合がかなり大きいです。これらに対応できるように一般会計ではやり繰りしていると思いますが、そうしながらも市債が530万円と、財政が厳しい状況に見受けられますが、今後の見通しを伺います。

国保税を納める人が減ってくると、収支のバランスが崩れて大きい問題に発展すると推測した場合に、市ではどういう対応が考えられるか、こういったことを考えているというようなことがありましたら、お答えください。収入から支出を引いたら余ったからいいということではなく、余剰金が減ってきていることに着目しての質問です。

○国保医療課長（橋本邦彦君）　はい、ご指摘いただいた通り、診療施設勘定の繰入金というのは、一般会計からの繰入金がほとんどでございます。数字から、増加傾向となっていますが、診療所の患者数は減少傾向であり、診療報酬の改定率も物価上昇に追いつかないような状態ですので、赤字傾向はより進んでいくと捉えております。

現状は、赤字分を一般会計からの繰入金で賄っているところであり、見た目は繰越金が出ていますが、繰入金を入れての繰越金ですので、実際には収入から支出を引いた場合は赤字という状況であります。そういった点は、市として認識しておりまして、当然このままでは大変なことになるというように感じております。

地域医療懇話会を設置しておりますが、そういった場で診療所の在り方などについて、ご意見をいただいたりしております。これらを踏まえながら今後の診療所の在り方などにつきまして、検討を進めていきたいと考えております。

○議長（刈谷忠君）　ありがとうございます。あともう一点伺います。

先ほどと関連しますが、国保税が令和６年度と令和７年度で 4,100 万円ほど減額になっています。原因は、高齢化が進んで納める人が減っているということですが、4,100万円減るということは、想定よりも早いスピードで減少していると感じましたが、この原因は単に高齢化だけなのか、その他にもあるのか伺います。

○税務課長（山下浩幸君）　税務課の山下です。税務課の賦課をしている関係でお話ししますと、令和７年度は昨年度と比較すると大船渡市以外にも全体的に沿岸の市町村が国保の収納率が下がっている状況であります。沿岸の税務担当課の課長等で集まった会議の際も話題になりましたが、漁業の所得減少等が影響して、収納率の面で見ますと令和６年度と比

較すると令和７年度は1.7%減少していますので、そういった傾向が見られたところであります。

これは、県内全体での影響で見た時の比較であり、それだけが原因ではないところではありますが、いずれにしても収納率は県内の平均より下がっている状況であります。

これにつきましては、マイナ保険証との兼ね合いがあります。これまでは短期証等で、いろいろ納税相談する機会があったのですが、マイナ保険証に移行してからは、そういった機会が少なくなったことが要因の一つございます。

税務課としては、これまでの取組に加えて、いわゆる督促状を送っても反応がない方には、催告ということで、少し強い状況で促しつつ、所得が低い方も当然いらっしゃいますので、そういった方には納税相談に対応するとともに、所得がある方からは納めていただくという努力は進めていきたいと考えております。

○議長（刈谷忠君）　そのほかございませんか。それでは以上で、本日の報告事項についての説明、質疑については終了とさせていただきます。以後の進行は、事務局にお返しいたします。

○市民生活部長（佐藤二美君）　ありがとうございました。

それでは次に次第５のその他でございますが、皆様から何かございませんでしょうか。それでは、事務局からは何かありますか。

○国保医療課長（橋本邦彦君）　では、事務局から１点ほどお知らせいたします。

今年度創設されました「子ども・子育て支援金制度」につきましては、令和10年度まで段階的に税率を改正する予定としておりますが、今後、県から納付金算定に当たって令和９年度分の税率が示されましたら、本協議会にてご審議いただく予定でございます。開催は、来年１月下旬、または、２月上旬頃を想定しておりますが、日程が決まり次第、改めてご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

○市民生活部長（佐藤二美君）　それでは以上をもちまして、令和８年度第１回大船渡市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。

午後２時20分閉会